

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

少額所得の申告義務

Q: 私は年収500万円のサラリーマンですが、給与所得の他に不動産所得が10万円あります。給与所得以外の所得が20万円以下である場合は、確定申告はいらないと聞きましたが……。

A: 所得税では、その年中の給与等の金額が1,500万円以下であるサラリーマンは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、確定申告を要しないこととされています。

(1)一の給与の支払者から給与等の支払いを受けている居住者……その年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下であること

(2)二の給与の支払者から給与等の支払いを受けている居住者……次の①又は②に該当する場合

①その年分の従たる給与等の金額とその年分の給与所得及び退職所得以外の所得の金額との合計額が20万円以下であること

②①を除き、その年分の給与等の金額が150万円と雑損控除、医療費控除、寄付金控除及び基礎控除以外の所得控除額との合計額以下で、かつその年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下であること

(1)(2)ともその給与の全部について源泉徴収をされていることが要件です。

上記に当てはまる場合は所得税の確定申告の提出の必要はありませんが、住民税の申告書は提出しなければなりません。

